



全てを満たす方が対象です

- ・ 男鹿市に在住している
- ・ 生後 8 週から 3 歳までの児童を育児している
- ・ 保育施設等を利用せずに在宅で育児をしている
- ・ 育児休業給付金を受けていない
- ・ 生活保護を受けていない
- ・ 同一世帯に市税等を滞納している方がいない

※ 3 歳までの児童・・・
満 3 歳に達してから最初の 3 月 31 日を迎えるまでの間にある児童



頑張っているあなたを応援します

在宅子育て支援

給付金給付事業



【必要書類】

- ・ 男鹿市在宅子育て支援給付金給付申請書
- ・ 育児休業給付金受給対象外申出書
- ・ 保険証の写し（父母の場合は両方）
- ・ 申請者の本人確認ができる書類
（運転免許証、マイナンバーカード 等）
- ・ 申請者の振込口座が確認できる書類の写し
（通帳・キャッシュカード 等）

審査

児童 1 人につき

15,000 円／月

支給月（8 月、12 月、4 月）に
口座へ振り込みます。

詳しい内容、申請書は

男鹿市 市民福祉部 子育て健康課

ホームページ

男鹿市船川港船川字泉台 6 6 - 1

TEL : 0185-24-9147

